

東京都社会保険労務士会支部細則

東京都社会保険労務士会支部細則

(目的)

第 1 条 この細則は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第39条第1項の規定による支部の運営に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支部事務所)

第 2 条 支部の事務所は、当該支部の区域内に置く。

(支部所属会員)

第 3 条 支部に所属する会員は、本会の会員であって、支部の区域内に事務所又は勤務先若しくは住所を有する者（以下「所属会員」という。）とする。

(業務)

第 4 条 支部は、本会の会務の運営に關し、会長の指示に従い次の業務を行う。

- (1) 所属会員の品位を保持するための指導及び連絡
- (2) 所属会員の資質の向上をはかるための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (3) 社会保険労務士業務の改善進歩をはかるための調査研究
- (4) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究
- (5) 業務関係図書、資料等の斡旋及び配布
- (6) 関係行政機関に対する協力及び連絡
- (7) 所属会員の福利厚生
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(支部部会)

- 第4条の2 支部に、支部開業部会及び支部勤務等部会（以下「支部部会」という。）を設ける。
2. 第3条の規定による支部の所属会員は、会則第38条の規定による部会（以下「本会部会」という。）の所属に従い、それぞれの支部部会に所属するものとする。
 3. 支部部会は、前条の規定による業務のうち部会に係るものについて行うものとする。

(役員)

第 5 条 支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 若干人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監査（必要に応じ若干人おくことができる。）

2. 前条第3項の業務を遂行するため、各支部部会に次の役員（以下「支部部会役員」という。）を置く。

- (1) 支部部会長 1人
- (2) 支部副部会長 若干人
- (3) 支部部会委員 若干人

(役員の委嘱及び報告)

第 6 条 支部長は、所属個人会員の選挙により選出し、選出された者を会長が委嘱する。

ただし、支部長を辞任した者は、その日をもって理事を辞任するものとする。

2. その他の支部役員は、所属個人会員の選挙により選出し、選出された者を支部長が委嘱する。

ただし、副支部長については支部長が指名する。

3. 支部長は、前項の役員の委嘱及び解嘱の結果について速やかに会長に報告する。

(役員の職務)

第 7 条 支部長は、支部の業務を統括し、支部を代表するとともに、本会との連絡調整にあたるものとする。

- 2. 支部長は所属会員の不正防止に努めなければならない。また、不正の疑いのある会員に対しては、事情を聴取し、必要があれば注意を促すとともに本会へ報告する。
- 3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4. 幹事は、支部長の命を受けて支部の業務を分担、執行する。
- 5. 監査は、支部業務の執行ならびに会計を監査し、これを支部会議に報告する。
- 6. 支部部会長は、当該支部部会を代表する。
- 7. 支部副部会長は当該支部部会長を補佐し、当該支部部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 8. 支部部会委員は、当該支部部会の業務を執行する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は、会則第18条の規定を準用する。

(会議の開催)

第 9 条 支部の会議は、支部会議、支部役員会議及び支部部会役員会議とし、次のとおり開催する。

2. 支部会議は所属会員をもって構成し、定期又は必要に応じ支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 支部長の選出
- (2) 理事候補者の選出
- (3) 代議員の選出
- (4) その他必要な事項

3. 支部役員会議は、支部役員をもって構成し、必要に応じ支部長が招集する。

4. 支部部会役員会議は、当該支部部会役員をもって構成し、必要に応じ当該支部部会長が招集する。

(支部部会例会)

第 10 条 支部部会委員の連絡調整をはかるため、必要に応じ当該支部部会長が招集する。

(会議の通知)

第 11 条 支部長は、支部会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書をもって通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告及び稟議等)

第 12 条 支部長は、次の事項について会長に報告する。

- (1) 支部会議、支部役員会議及び支部部会役員会議において必要と認めた事項
 - (2) 所属会員の規律違反に関する事項
 - (3) 支部長が報告することを必要と認めた事項
2. 支部長は、社会保険労務士制度若しくは本会の会務について会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(本会役員及び本会部会役員の出席)

第 13 条 第9条の規定による支部の会議には、必要に応じ本会役員及び本会部会役員が出席することができる。

(顧問の委嘱)

第 14 条 支部長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るために、社会保険労務士制度に関する知識経験を有する者のうちから役員会の議を経て顧問を委嘱することができる。

(経費の分担)

第 15 条 支部の業務は、本会が前渡する支部運営費の範囲内で行うものとする。

2. 支部長は、前項の経費について、支部業務費の小科目の区分毎に使用明細及び証拠書類等を本会に提出するものとする。
3. 前項の書類は、毎年4月5日までに定期に、又は必要に応じ本会の求めによって提出するものとする。

(分科会及び研究会)

第 16 条 支部部会は、必要に応じ専門分科会又は研究会等を設けることができる。

附 則

この細則は、昭和55年6月10日から施行する。

附 則

この細則は、昭和63年3月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年3月30日から施行する。